

一般社団法人化への移行に伴う定款・細則変更に対する意見募集

2014年7月8日～8月20日の間、「一般社団法人化への移行に伴う定款・細則変更に対する意見募集」を行いましたところ、以下のとおりご意見をいただきました。募集期間中に寄せられたご意見の概要とご意見に対する考え方は以下のとおりです。

ご協力に深く御礼申し上げます。

2014年8月

日本心臓病学会
理事長 平山 篤志

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：2014年7月8日（火）～2014年8月20日（水）
- (2) 実施方法：日本心臓病学会ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

2. 寄せられたご意見の概要と対応 [提出件数：16件]

- ・定款及び細則案の誤記・整合性確認の指摘／2件
- ・被選挙権について／2件
- ・選挙時、本人確認できるシステムの導入希望／2件
- ・定款・細則案に賛成／6件
- ・その他／4件

【寄せられたご意見の概要と対応】

■代議員選挙の被選挙資格者は、従来通り FJCC 会員とするべきである（2件）

→ 代議員制を導入するにあたり、満たさなければいけない要件として「各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること」が内閣府から示されているため、現行制度を引き継ぐことはできません。

FJCC 会員については、その十分な経験と実力を発揮していただける、若手教育の場などをさらに広く設ける予定です。引き続き、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

■選挙権行使の際、本人確認ができるシステムを導入して欲しい（2件）

→ 検討いたします。

■定款案 第 14 条第 2 項:総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員 の条文で、 下線部「議決権の」は必要ですか？

→法人法第 37 条に基づいた記載です。

■定款案 第 27 条 ……総社員の半数以上であって……

「であって」は「が出席し」の方が理解しやすいと思います。第 17 条では、「社員が出席し」との表現が用いられているので同様の表現を使用することについて検討下さい。

→以下のように修正します。（法人法：第 189 条に依る）

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 2/3 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

■第 31 条 他学会において、規定にはない「副会長」を設けた学会長がおられましたが、そのことに触れる必要があるかどうか検討下さい。

→当会では、副会長の設置は記載いたしません。

■施行細則案 第 23 条第 5 項：所属する「地位」の候補者名簿：「地位」の語句は他に使用されておらず、意味が不明です。

→誤記載のため、以下のように修正します。

第 23 条第 5 項 選挙権を有する正会員は、所属する地位 地域の候補者名簿より 15 名以上 20 名以下を選び投票する。ただし 2 名以上を内科以外の領域から選ぶこととする。

■定款施行細則（案）の第13条第2項：削除

→削除します。ご指摘のとおり、被選挙権は正会員となるため、FJCC会員の特典ではありません。

第13条 FJCC会員には下記の特典が与えられる。

(1) 心臓血管病学の専門医および科学者として認定され、その功績が顕彰され、FJCC (Fellow of the Japanese College of Cardiology) の称号を氏名の後に記載し、呼称する権利。なおFJCCの日本語呼称は、医師においては「日本心臓病学会上級臨床医」とする。医師以外の場合は、その都度理事会において決定する。

~~-(2) 本会の役員資格~~

~~-(3)-(2) 本会の学術集会参加費の免除~~

■定款施行細則（案）の第27条、第28条：

第27条では代議員の欠員補充はFJCC会員より補完を行うとありますが、正会員からの欠員補充ではないでしょうか。

また、27条と28条で「代議員」と「社員」が混在しています。

→ご指摘のとおり、第27条については修正・削除いたします。第28条の代議員選挙は、定款（案）第5条第2項、第3項により「代議員選挙」の記載がなされているため、ここでも同様に「代議員選挙」とします。

第27条 次の各号の理由により~~代議員~~社員に欠員が生じる場合は、~~FJCC会員より補完~~補充を行う。

(1) 定年による退任

(2) 定款第10条による正会員資格喪失

第28条 社員の欠員補充人員は、欠員が生じた地域における直近の代議員選挙の次点者とする。